

株式会社商工組合中央金庫法案(仮称) について



平成18年12月

商工組合中央金庫は、完全民営化することとする。

そのため、平成20年度において、
国の関与を縮小して経営の自主性を確保するための措置を講ずる。

その措置のおおむね5～7年後を目途として、政府保有株式の全部を処分する。

政府は、商工中金の完全民営化に当たっては、
商工中金の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置
中小企業団体及びその構成員に対する金融機能の根幹を維持するための措置
を講ずる。

平成
20年
10月

協同組織から株式会社へ組織転換(特殊会社化)

既存の民間出資者に十分に配慮し、組織転換を円滑にするための措置を講ずる
 既存の民間出資者に不当な利益移転が生じないよう手当てを行った上で、
 政府出資のかなりの部分を準備金化

移行期

< 業務 >

貸付け 中小企業団体及びその構成員向けの金融機能の根幹を維持できるよう、融資対象を限定
 預金 資格制限を撤廃
 商工債の発行 金融債の発行を引き続き認める

< 株主 >

中小企業者による業務運営を確保しつつ財務基盤を強化するため、
 株主構成を中小企業団体及びその構成員に限定

< 監督 >

主務大臣の監督は真に必要なものに限定
 民間金融機関とのイコルフットィングや財政措置に係る公益性確保の観点に留意し、政府関与を縮小

完全
民営化
時点

完全民営化

政府保有株式の全部を処分
 移行期に係る特別の法律は廃止。政府保有株式が全部処分後、直ちにそのための措置
 その上で、中小企業団体及びその構成員向けの金融機能を維持するため、
 株主資格の制限その他必要な制度を措置

制度設計

- ・業務等については、中小企業団体及びその構成員向けの金融機能の根幹を維持できるよう、融資対象を限定するとともに、組合による業務の代理等を規定する。
- ・預金については、資格制限を設けず資金調達の多様化を図る。
- ・円滑な資金調達基盤を確保するため、金融債を引き続き発行する。

融資について、主たる融資対象を新商工中金のメンバー(中小企業団体及びその構成員)に限定する。また、組合による業務代理等を維持する。

預金について、資格制限を撤廃する。

金融債(商工債)の発行を維持する。

	現在の商工中金 	今後の商工中金 	銀行 
預金	資格制限あり		
融資	メンバー主体	メンバー主体	

制度設計

- ・(完全民営化時点において、)政策金融機関として培ってきた中小企業との信頼関係等を活かし、中小企業団体及びその構成員向けに特化した幅広い金融サービスを展開する民間金融機関となる。
- ・(完全民営化時点において、)中小企業に特化した事業評価の能力や全国的なネットワーク等の経営資源を活かして、事業再生や創業支援も含めた中小企業のニーズに対応し、安定的な資金供給、多様な金融サービスの開発・提供を行うことを事業の目的とする。
- ・新機関が完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用力や企業価値を維持・向上できるよう、政府は、財務基盤や資金調達等に係る措置を講ずる。

中小企業者のニーズに適切に対応し、また、完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築するためには、移行期においても多様な金融サービスの開発・提供を行うための基盤整備が必要であることから、信託業務の実施、メンバーの自己資本充実のための株式の保有(協同組織金融機関並び)、子会社の設置等を含め、基本的に民間金融機関が可能な範囲内で、本業に付随する業務等を行うこととする(詳細は調整中)。

< 制度設計 >

- ・中小企業者による業務運営を確保しつつ財務基盤を強化するため、新機関の株主構成を中小企業団体及びその構成員に限定する。

新商工中金の議決権付株式の株主資格を中小企業団体及びその構成員等に限定する。
株主の保有できる議決権割合について、少数の株主による支配を防止する観点から、一定の上限を設ける。

株主資格の制限

新商工中金の議決権付株式の株主資格者を、以下の者に限定する方向で検討中。

- (1) 中小企業団体 (例、中小企業等協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等) 現行の出資資格団体
- (2) 株主である中小企業団体の構成員 今回新たに追加される者

以上に加えて、

- ・新商工中金 (会社法上認められている自己株式取得を行うため)
 - ・証券会社 (株式の流通の円滑化を図るため)
- も議決権付株式を保有できることとする方向で検討中。

株主の保有議決権割合の制限

株主の保有議決権割合について、少数の株主による支配を防止する観点から、一定の上限を設ける。
現行と同様の趣旨

< 制度設計 >

- ・主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、民間金融機関とのイコルフットィングや財政措置に係る公益性確保の観点等に留意しつつ、政府の関与の縮小を図る。

金融業を営む特殊会社として業務の健全かつ適切な運営を確保する上で必要な措置を検討中。いずれにせよ、政府の関与を縮小する方向で検討。

政府関与が縮小する事項の例

支店の設置等

- 主務大臣は、必要に応じて支店の設置を命令することができたが、新商工中金においては、そのような命令を廃止。
- 国内支店の設置等については、認可制が採られてきたが、新商工中金では届出制とする。

役員を選任等

- 役員を選任等については、理事長及び監事は主務大臣の任命、理事は主務大臣の認可とされてきたが、新商工中金においては、代表取締役及び監査役を認可制、平取締役を新商工中金の決定に委ねる。

業務に関する規制

- 国債等の保護預り、金銭債権の取得・譲渡、余裕金の運用等については、主務大臣の認可が求められてきたが、新商工中金においては、銀行の並びで認可を求めないこととする。

監理官

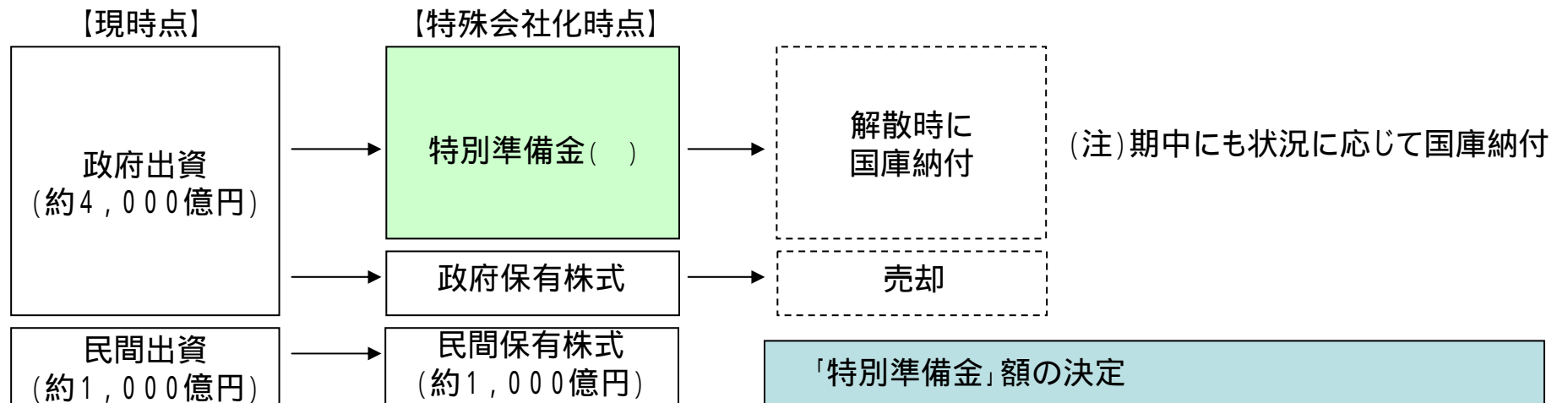
- 商工中金の業務を随時監視できる権限を有する監理官(中小企業庁及び財務省の担当課長が就任)の制度をとってきたが、新商工中金においては廃止。

特別準備金について

< 制度設計 >

・中小企業に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう、強固な財務基盤を確立するため、既存の民間出資者に不当な利益移転を生じないように手当てを行った上で、政府出資のかなりの部分を準備金化する。

平成20年10月の特殊会社化に際して、政府出資のかなりの部分を「特別準備金」に振り替えることにより強固な財務基盤を実現。この場合、「特別準備金」は、自己資本比率算定上の基本的項目(Tier)に算入できるよう措置する。



不当な利益移転回避

民間出資者に対して不当な利益移転とならないよう、次の措置を講じる。

- 1) 最終的には政府に納付されること
- 2) 配当財源としないこと
- 3) 欠損てん補した場合、優先的に繰り戻すこと

「特別準備金」額の決定

「特別準備金」の金額等は、法案成立後に、「第三者委員会」において、透明性、公平性等を確保したプロセスで検討し、その結果を踏まえ、政令で決定する。

「特別準備金」は、強固な財務基盤を確立するために政府出資のかなりの部分が準備金化されるものであり、具体的な金額の算定に当たっては、民間出資者への不当な利益移転を回避すること、民間出資者の利益を不当に害しないこと等の点にも留意される。

特殊会社化時点に係る事項

平成20年10月に協同組織から株式会社に組織転換(特殊会社化)。その際の手続は、信用金庫が普通銀行に転換する手続等を規定した法制を参考にする。

移行期に係る事項

預金資格の制限の撤廃に伴い、預金保険制度に加入する。
事業年度ごとだけでなく、中間事業年度ごとにも財務諸表等の作成、公告等を行うことで、情報開示のより一層の充実を図る。
政府出資に対する劣後配当を段階的に引き上げ。
証券会社の利用等により、株式の流通の円滑化を図る。

完全民営化時点に係る事項

政府保有株式が全部処分された後、直ちに移行期に係る特別の法律を廃止するための措置を講ずることとし、その旨を当該特別の法律に規定する。
その上で、中小企業団体及びその構成員向けの金融機関としての機能を維持するため、株主資格の制限その他必要な制度を措置する。

- 正式名称 商工組合中央金庫
- 設立 昭和11年11月30日
- 根拠法 商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)
- 店舗数 102店舗(国内99店舗・全都道府県に配置、海外3店舗)
- 役員数 14名
- 職員数 4,424名
- 資本金 5,197億円
 - うち政府出資 4,053億円(78.0%)
 - うち民間出資 1,143億円(22.0%)(民間出資は中小企業組合、出資組合数27,178組合
加入組合員数推計約300万社)
- 資金調達 債券 78,326億円
預金 24,200億円
- 資金運用 貸出金 94,276億円(所属中小企業組合とその組合員が貸出業務の主な対象)
 - うち設備資金 23,174億円(24.6%)
 - うち長期運転資金 40,942億円(43.4%)
 - うち短期運転資金 30,158億円(32.0%)有価証券17,707億円(主として国債)
- 総代数 135名(都道府県単位の民間出資者による選挙で決定)